

アクセス

基本理念

1. 子どもの育ちを大切にします

発達の遅れや障がいがあっても、子どもの「そだち」は無限の可能性あります。

2. ご家族の子育てを支援します

保育、医療スタッフがご家族と一緒に、子育てや療育を考えます。

3. 地域の中での育ちを応援します

地域の保育所や学校などと協働して、お子さんご家族の地域生活を考えます。

基本方針

1. 私たちは、自己研鑽に励み、自らの専門性を高め、利用者中心の質の高い医療・福祉サービスを提供していきます。

2. 私たちは、職員のチーム力を最大限に発揮し、ご家族の子育てを支援していきます。

3. 私たちは、子育てを支援されている関係者の方々と、誠実な協力関係を築いていきます。

○バス停(河北中学校前)から徒歩

約4分(260m)

○倉吉駅から徒歩

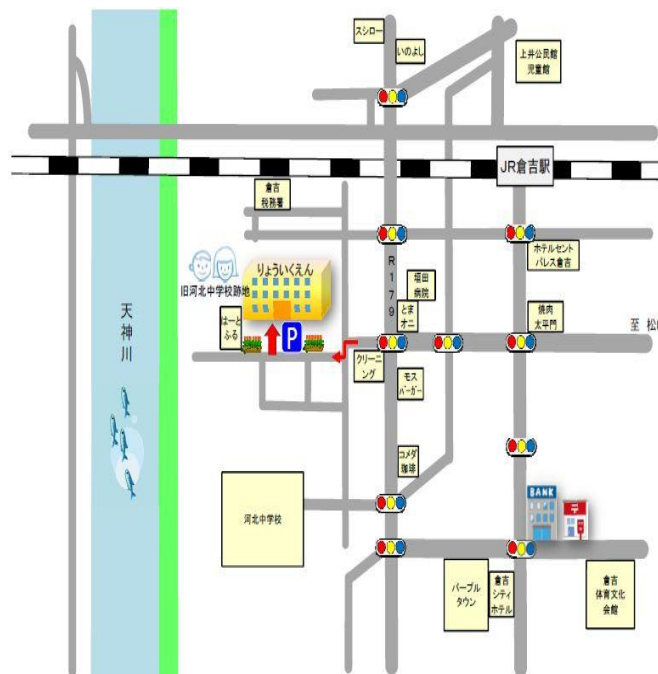
約10分(750m)

○倉吉駅からタクシー

約4分(750m)



○マップ



鳥取県立中部療育園

児童発達支援センター

ぐんぐんぱあく



〒682-0021

鳥取県倉吉市上井503番地1

電話：(0858)27-0780

予約専用：(0858)27-0770

受付時間は平日 14:00~17:00

ファクシミリ：(0858)27-0781

メール：chubu-ryouikuen@pref.tottori.lg.jp

ホームページ：www.pref.tottori.lg.jp/chubu-ryouikuen/

外来診療

発達(知能や運動、言葉、行動や情緒など)に心配や不安、遅れや障がいのあるお子さんの日常生活や子育てについて診療します。

○診療科目・診療時間

【園長】杉浦千登勢 【管理者】杉浦千登勢

【診療科】小児科/リハビリテーション科/児童精神科

【取扱医療機関】保険医療機関

【休診】土・日・祝日、年末年始

【利用方法】予約制:診療には事前に予約が必要です。

予約専用電話:(0858)27-0770 受付時間:14:00~17:00

※杉浦医師の再診のみネット予約可能です(ホームページ掲載)

診療科	小児科				
曜日	月	火	水	木	金
9:00 ~ 12:00	杉浦	杉浦	杉浦	田邊	杉浦
				杉浦 第1,2,3週	
				前垣 第4週	汐田 第2,4週
13:00 ~ 17:00	杉浦	杉浦 第2,3,4週	杉浦	田邊	汐田 第2,4週

児童精神科 佐竹	第1週金曜日(9:30~12:00/13:00~17:00)
リハビリテーション科 片桐・田邊	第1週金曜日(13:00~16:00)

診療にはマイナ保険証・資格確認証・特別医療受給者証が必要です。母子手帳など参考になるものがありましたら、お持ちください。

他の医療機関や関係機関からの情報提供書などをお持ちの方は、受付窓口にお渡しください。

児童発達支援センター

<児童発達支援(ぐんぐん)>

発達に支援が必要な未就学児童へ、さまざまな保育活動を通じて、ご家族といっしょにお子さんの育つ力を最大限に引き出していきます。ご家族同士の交流を通じ、情報交換の場のひとつとして、子育てに自信や楽しみを持てる空間を作ります。

○対象 就学前のお子さん

○実施日時など

お子さんの目標に沿ってクラスの設定を行います。

【くじらクラス】水・金曜日

ことばのやりとりや概念、就学前の準備「自分で出来る」を育てるクラス(第1・水曜日は13:00~14:30も実施)

【いるかクラス】月・火・木曜日

玩具や道具の使い方、からだの使い方、ことばの準備クラス

	【主な活動時間】	*終了時間*
9:45	登園	・活動は、概ね11時~11時30分の終了となるようお子さんの様子や園の生活時間、ご都合等に合わせて設定しますのでご相談ください。
10:00	活動開始 運動や玩具あそびなど行います	
	給食(希望者)	
11:40		

<放課後等デイサービス(たけのこ)>

「ぐんぐん」を卒業したお子さんが保護者と一緒に小学1年生の間、利用できるフォローアップ教室です。

○対象 小学校1年生

○実施日時 第2・4水曜日(15:00~16:00)

○ご利用にあたって(ぐんぐん・たけのこともに)

- ・ご家族の同伴が必要です。
- ・市町村が発行する受給者証の取得が必要です。
- ・市町村の福祉担当窓口申請してください。
- ・受給者証取得後に、当園と契約手続きが可能です。
- ・児童福祉法に基づく、利用料をいただきます。
- ※ぐんぐん・たけのこは、感染症流行状況や天候等により予定や実施方法等が変更となる場合があります。

<児童発達支援センター機能強化支援事業>

発達に心配や不安、遅れや障がいのあるお子さん、保護者、保育所、こども園、学校、障がい児通所支援を行う事業所等の先生・職員から子育てや療育に関する相談をお受けしています。

お電話または来園にて、ご相談ください。

【障がい児等地域療育支援事業】

○訪問療育等指導事業

スタッフがご家庭や地域等へ訪問し、療育的な助言や生活に関する相談をお受けします。

○外来療育等指導事業

来園による相談をお受けします。

○施設支援一般指導事業

お子さんの生活の場となる保育所、学校、事業所などの施設の職員に対し、主体的に療育的な支援を実践できるよう、関わりの方法等を一緒に検討します。

医療的ケア児等支援センター 中部相談窓口

医療的ケア児・者に関する支援や制度、体制づくり、後方支援看護に関することなど、様々な相談に応じます。

